



(3) 令和元年度 事業予定

### 3 情報提供

(1) 「警戒レベルの導入について」

気象庁神戸地方気象台 防災管理官 太田 貴郎 様

(2) 「台風21号対応検証結果について」

関西電力株式会社 兵庫支社 担当部長 渡辺 三千男 様

### 4 会議内容

(司 会) それでは、議題「芦屋市地域防災計画・水防計画の主な改訂概要について」を事務局から、説明を願います。

(事務局) (説 明)

(司 会) ご意見、ご質問はありませんか。

無いようですので、これをもちまして「芦屋市地域防災計画・水防計画の主な改訂概要について」は、ご了承いただいたものとさせていただきます、審議を終了させていただきます。

それでは続きまして、「報告事項」としまして、事務局より「平成30年台風第21号報告」と、「平成30年度 事業報告」及び「令和元年度事業予定」の報告をします。

(事務局) (報 告)

(司 会) ご意見、ご質問はありませんか。

(木村幹事) 高潮警報というのは、どれくらいの数字をもって発表されるものなのですか。その高潮警報が発表されたときに、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するというのでしょうか。

(事務局) そのとおりに「避難準備・高齢者等避難開始」を発令します。

(木村幹事) 高潮警報は、一体どれくらいで出すものなのですか。  
TP表示があると思うのですが。

(事務局) 高潮警報が実際に発表される基準的数字についての細かい数字は、手元にはないのですが、そのあの上昇の見込みや、気象台の注意報から始まって、今は高潮の警報がでる見込みがあらかじめ示されるので、それを考慮しながら対応していきます。また、「避難準備・高齢者等避難開始」を出すタイミングについては基本的に高潮警報をベースとして、その後さらに上昇が見込まれる場合や、現状がピークの場合など様々なケースが想定され、それに応じて最終的に発令を決定していくことになります。一定のルールとして市で発令するベースとしては、それらの発表されるものを基準にして発令を判断していきます。

(木村幹事) 「その後の上昇が見込まれる場合」という言葉は入れなくても良いのでしょうか？

(事務局) 最終的に判断する際にはおっしゃっていただいたことを加味して決めていく必要もあると考えます。参考にさせていただきます。

(木村幹事) 高潮警報が発表されたときに毎回出すのか、それに対するなにか具体的な策がありますか。また、「避難指示（緊急）」に関して、「南護岸ベランダ部が浸水し、更なる上昇が見込まれる場合」とありますが、例えば台風21号レベルのとき、ベランダ部が浸水して溢水するまでの時間というのはどれくらいの時間が見込まれていますか。

(事務局) 去年の場合は、護岸から護岸のトップに至るまでは約2mの高さがありました。おおよそ30分で2mの高さの上昇があったので、それくらいのことが想定されます。あくまでも「避難指示（緊急）」ということで、それ以前の「避難勧告」で避難をしていただくことが大事と考えます。だから先ほどの警戒レベル4に相当するような「避難勧告」と「避難指示（緊急）」になるので、そこと合わせて「避難勧告」の時点での避難周知をやっていきたいと考えています。

(木村幹事) 台風21号のときはそのあたりの時間が実際短かったというのがあるので、要は、「避難勧告」って誰も逃げなくて、「避難指示（緊急）」になって急に逃げますってなったときに、その短い時間で対応できるのかなということが疑問にありました。そうなると、その場合の動きも考えないといけないと思いました。また同じことが「河川」のことについても言えて、堤防から溢水する可能性が高まった場合というのはどういう場合でしょうか。たとえば宮川ではどういったことが起こる可能性があって、溢れるまでの時間が短かったときに「避難指示（緊急）」が出てから逃げるができるのでしょうか。

(事務局) 潮位でも水位でも同じですが、これまでは「数値を示してそれを上回れば避難発令を出す」というのが一般的でしたが、今回の高潮を例にとると、上昇の時間があまりにも急なので水位を設定して行動していたら実際遅かった、間に合わなかったという反省があります。水位が高潮によって上昇の見込みがあるのか、ピークを過ぎているような状況で、ある程度高いところにあるのかなどを含めての判断になります。今後の水位情報の見込みであったり、その時の状況での判断になるのであえて数字は出していません。繰り返しになりますが、実際にその危険な状況、溢水する可能性が高まってからの行動ではおっしゃっていただいた通り遅いことが想定されますので、その前段の「避難勧告」を適切に発令することが一番肝心だと考えます。

(木村幹事) 「避難勧告」の時点で避難をしてもらう、ということでしょうか。「避難勧告」では皆避難しない、というのが最近の報道で言われていますが。

(事務局) ガイドラインの見直しでも申し上げたように、そこでの改定のポイントは、「避難指示(緊急)」は必ずしも災害が発生したときに出るとは限らないということも踏まえて、「避難勧告」の時点で避難行動に移してもらい避難を終えてもらいます。さらに内閣府のガイドラインにおいては、それをさらに強くいうときに「重ねて」という趣旨も踏まえて「避難指示(緊急)」で同じ警戒レベル4を出します。今までのように言葉で言うのではなくて、直感的にわかるようにというところで、それをどれだけ周知するということが一自治体だけでなく全国的に周知すべき内容です。それをどれだけ浸透させるかということが重要になりますが、おっしゃっていただいたように「避難勧告」の段階で避難をしていただくということが主になります。

(木村幹事) 難しい判断をしないといけないのではないかな、ということ懸念しています。

(事務局) 様々な情報を各関係機関から戴きながら、予測でもって判断する必要が生じると考えています。

(司 会) それでは続きまして、次第5、皆様への情報提供といたしまして、まずはじめに気象庁 神戸地方気象台 防災管理官の太田様に、「警戒レベルの導入」について、お願いしております。太田様、宜しくお願い致します。

(太田幹事) (講 演)

(司 会) 太田様、ありがとうございました。続きまして、関西電力株式会社 兵庫支社 担当部長の渡辺様に「台風21号対応 検証結果」について、お願いしております。渡辺様、宜しくお願い致します。

(渡辺幹事) (講 演)

(司 会) 渡辺様、ありがとうございました。

(司 会) 最後に、次第6、その他といたしまして、本日の会議にご出席の皆様から、連絡事項等はありませんでしょうか。無いようでございますので、以上をもちまして、令和元年度 芦屋市防災会議幹事会を閉会とさせていただきます。本日は、公務お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

閉 会